

議案第2号

宇都宮都市計画特別用途地区の変更

栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区

(宇都宮市決定)

宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
問屋町特別業務地区	約 25.7ha	<p>建築物の建築の制限は、「宇都宮市特別用途地区建築条例」による。</p> <p>(地区の区分)</p> <p>卸商業団地 18.9ha 繊維卸団地 6.8ha</p>
栃木県総合運動公園 スポーツ・レクリエーション地区	約 71.1ha	<p>建築物の建築の制限の緩和は、「宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例」による。</p> <p>(建築物の制限の緩和)</p> <p>1 観覧場（運動施設に附帯するものに限る。） 2 公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定するものをいう。）</p> <p>(地区の区分)</p> <p>Aゾーン 54.3ha Bゾーン 6.6ha Cゾーン 6.2ha Dゾーン 4.0ha</p>
合 計	約 96.8ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

周辺地域の住環境に配慮しながら、スポーツ・レクリエーション拠点の形成を図るため、本案のとおり特別用途地区を変更するものである。

宇都宮都市計画特別用途地区

変 更 対 照 表

変更後

種 類	面 積	備 考
問屋町特別業務地区	約 25.7ha	<p>建築物の建築の制限は、「宇都宮市特別用途地区建築条例」による。</p> <p>(地区の区分)</p> <p>卸商業団地 18.9ha 繊維卸団地 6.8ha</p>
栃木県総合運動公園 スポーツ・レクリエーション地区	約 71.1ha	<p>建築物の建築の制限の緩和は、「宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例」による。</p> <p>(建築物の制限の緩和)</p> <p>1 観覧場(運動施設に附帯するものに限る。)</p> <p>2 公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項に規定するものをいう。)</p> <p>(地区の区分)</p> <p>Aゾーン 54.3ha Bゾーン 6.6ha Cゾーン 6.2ha Dゾーン 4.0ha</p>
合 計	約 96.8ha	

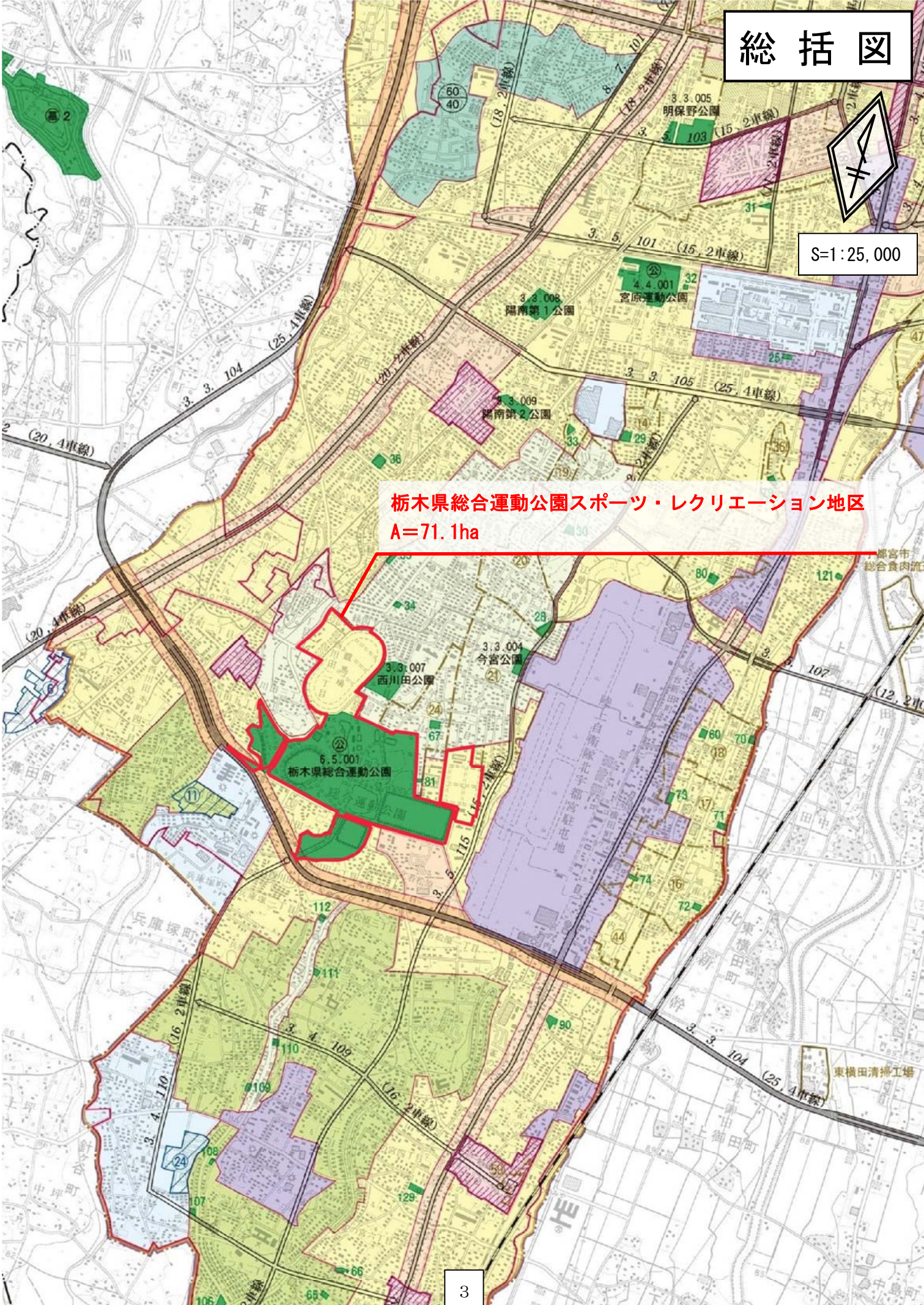
変更前

種 類	面 積	備 考
問屋町特別業務地区	約 25.7ha	<p>建築物の建築の制限は、「宇都宮市特別用途地区建築条例」による。</p> <p>(地区の区分)</p> <p>卸商業団地 18.9ha 繊維卸団地 6.8ha</p>

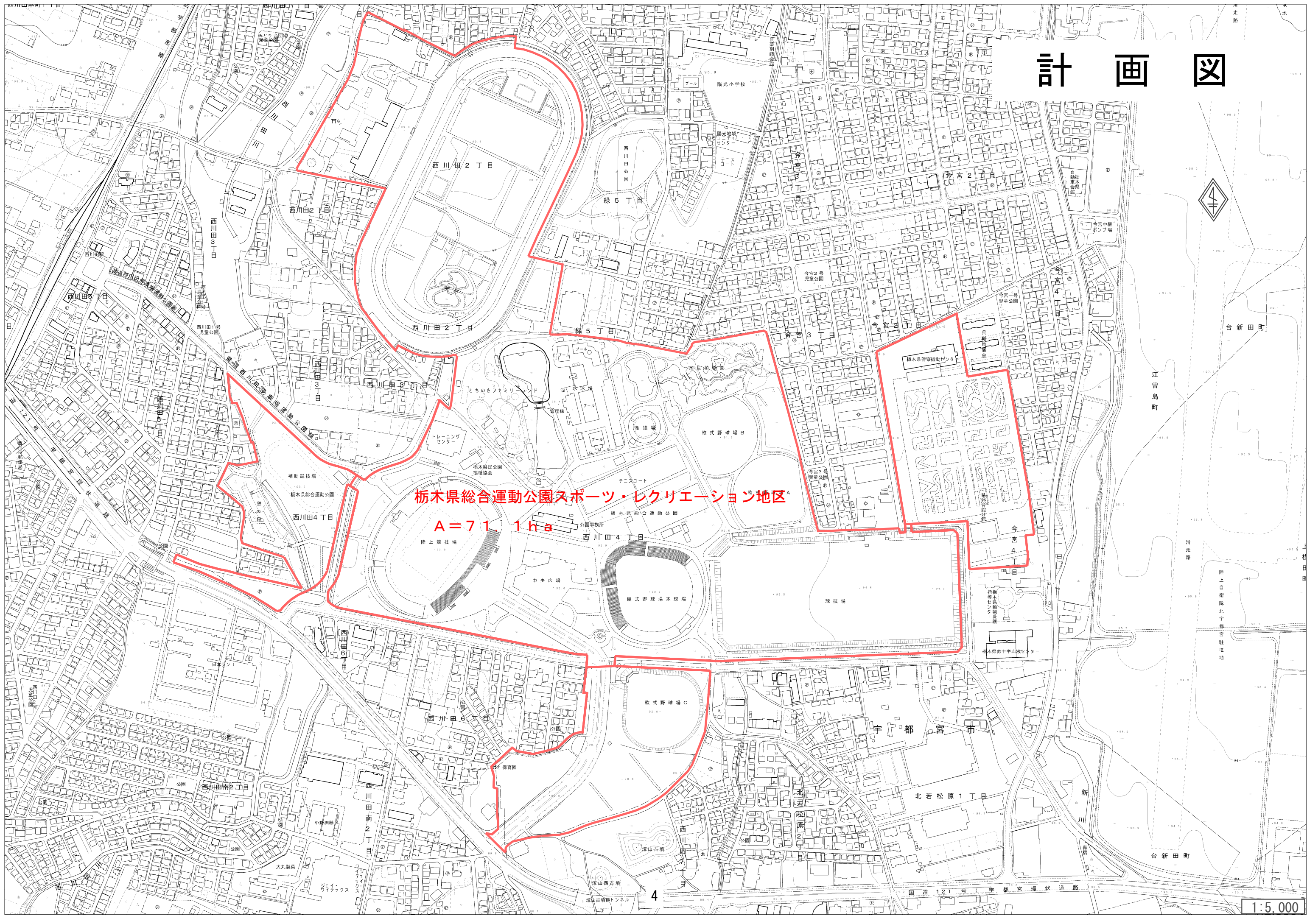
総括図

S=1:25,000

栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区
A=71.1ha



計画図



栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区A

A = 71.1ha